

こんなことで 悩んでいませんか？

- ◆ 暴力で悩んでいる。怖い。どうしたらいい？
- ◆ 思いやりのない言葉でののしられてつらい…
- ◆ 我慢の限界！今すぐパートナー（夫・妻・恋人…）から逃げたい。
- ◆ 子供がDVの影響を受けていないか、傷ついていないか心配。
- ◆ 配偶者や恋人から暴力があるけど、反省して謝ってくれるし…自分さえ我慢すればいいのかな？

暴力には
いろいろな種類がありますが、
あなたが**こわい**と思ったら、
それは「DV」です。

ひとりで悩まないで、
相談してください。
解決策を一緒に考えませんか？
秘密は守ります。
相談は無料です。
安心して相談してください。



吹田市では、DVと児童虐待が密接に関連していることをあらためて認識し、DV防止対策と児童虐待防止対策を一体として進めていかなければならないと考え、女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせて、吹田市独自で「W（ダブル）リボンマーク」を考案しました。



相談窓口はこちら

ひとりで悩まず、お電話ください。



配偶者暴力相談支援センター

すいたストップ
DVステーション
(DV相談室)

06-6310-7113

受付／9:00～17:30
土・日・祝日・年末年始を除く

大阪府吹田
子ども
家庭センター

06-6380-0049

受付／9:00～17:45
土・日・祝日・年末年始を除く

大阪府女性
相談センター

06-6949-6022
06-6946-7890

受付／9:00～20:00
祝日・年末年始を除く

06-6946-7890

受付／夜間・祝日(上記以外の時間)

そのほかの専門相談機関

吹田警察署

06-6385-1234

緊急の場合は110番

ストーカー110番
(大阪府警察本部)

06-6937-2110

受付／24時間

性暴力救援センター
大阪(SACHICO)

072-330-0799

24時間ホットライン

DV・セクハラ・性被害の
電話相談(大阪弁護士会)

06-6364-6251

受付／第2木 11:30～13:30

【祝日、祝日の振替日、年末年始等、休みの場合もあります。】

配偶者や

恋人などからの暴力に

ひとりで悩んでいるあなたへ

すいたストップ
DVステーション
06-6310-7113



吹田市



R70

このリーフレットは2,000部作成し、一部あたりの単価は19.2円です。

DV (ドメスティック・バイオレンス) って？

さまざまな暴力で相手を支配しようとする行為です。

配偶者やパートナーの間でこんな経験ありますか？

※ここに挙げた暴力は、一例です。

身体的な暴力

- 殴る・蹴る
- 首を絞める
- 突き飛ばす
- 髪をひっぱる

精神的な暴力

- どなる・脅す
- ばかにする
- 無視する
- 物を投げる

経済的な暴力

- 生活費を渡さない
- 自由にお金を使わせない
- 外で働くことを嫌がる
- 家計の責任をあなた一人に負わせる

社会的な暴力

- 友人や身内との付き合いを制限する
- 自由に外出させない
- 電話・メールをチェックする

子供を利用した暴力

- 子供の前で暴力をふるう
- 子供に危害を加える
- 子供を取り上げようとする

性的な暴力

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 無理やりポルノなどを見せる

子供が暴力を見聞きすることは、児童虐待(心理的虐待)にあたります。DVは被害者が我慢すればよいというものではありません。子供へのケアも非常に重要です。

DVのサイクル

DVには、サイクルがあると言われています。それにより、あなたは相手の別人のようなやさしさにやり直せるのではと期待をもちてしまいます。一時的に優しくなったとしても暴力は繰り返され、また、激しくなっていく傾向があります。



DVの背景には…

暴力を容認しがちな社会風潮、女性を男性より低く見る意識、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差等があります。このようにDVは構造的な社会問題なのです。

配偶者暴力防止法(DV防止法)があなたの力になります。

「配偶者暴力防止法」は、配偶者等からの暴力の被害者を保護・支援するための法律です。(次の場合にも適用されます)

- 事実婚の相手からの暴力
- 別居中の配偶者からの暴力
- 暴力を受けた後に離婚(事実婚解消を含む)した配偶者からの暴力

DV被害者支援の流れ

さまざまな機関で被害者を支援しています。



保護命令について

地方裁判所に申し立て、保護命令が発令された場合、加害者が被害者や子供に近づくことを法的に禁止することができます。

すいたストップDVステーション(DV相談室)では、保護命令の情報提供や申し立て支援を行っています。

*保護命令に違反すると1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

*保護命令申し立ては更なる暴力により、生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きい時に限られています。